

設立趣意書

我が国の道路インフラは、昭和30年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化していくことが確実である。平成25年11月29日の「インフラ長寿命化基本計画」において、「インフラは、時代とともに変化する社会要請を踏まえつつ、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な取組を確実に推進する」とされている。

平成26年4月14日には、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会から『最後の警告』と題して、『道路の老朽化対策の本格実施に関する提言』がなされた。具体的な取組みとして、「**メンテナンスサイクルの確定（道路管理者の義務の明確化）**」と「**メンテナンスサイクルを回す仕組みの構築**」の二本柱で産学官のリソース（予算・人材・技術）を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動すべきとされている。

前者については、道路法等の一部を改正する法律に合わせて、省令により平成26年7月から、道路管理者は、トンネル、橋梁等の点検を近接目視により5年に1回の頻度で行うこととされるとともに、この点検・診断・措置の結果をとりまとめ評価・公表を行うこととなる。

一方、後者では、老朽化対策の本格実施に向け、地方公共団体の三つの課題（予算不足・人不足・技術力不足）に対して、支援方策を検討するとともに「道路メンテナンス会議」を設置するとされている。

高知県道路メンテナンス会議は、関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的として、設置するものである。

平成26年7月3日

高知県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「高知県道路メンテナンス会議」(以下、「本会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 高知県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

1. 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
2. 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
3. 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
4. その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、高知県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び協議会が必要と認めるもので組織する。

2. 本会議には、会長を置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長とする。
3. 本会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
4. 会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

(事務局)

第5条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所および、高知県土木部道路課に置く。

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、本会議の協議により行うことができる。

(その他)

第7条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年7月3日から施行する。